（その１）

収　支　報　告　書（平成28年分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称

みんしんとうひょうごけんだいじゅういちくそうしぶ
民進党兵庫県第11区総支部

2 主たる事務所の所在地

神戸市中央区中山手通４－１７－２
セントラルビル3F

（電話）０７８－２６５－３４１０

3 代表者の氏名

井坂信彦

（電話）０７８－２６５－３４１０

4 会計責任者の氏名

駒田　剛

（電話）０７８－２６５－３４１０

事務担当者の氏名（収支報告書の内容についての問い合わせ先）

多田茂樹

（電話）０７８－２６５－３４１０

兵庫県選挙管理委員会
29.5.30
第　　号

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体（平成　年　月　日）
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の指定をしようとする者の氏名	
住所	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	井坂 信彦
公職の種類	衆議院議員

資金管理団体の指定の期間					
平成	年	月	日から		
平成	年	月	日まで		

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間												
平成	28	年	9	月	1	日	から					
平成	28	年	12	月	31	日	まで					

整理番号
21

（注）記載要領にあたっては「収支報告書記載要領」を参照して下さい。

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	25,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	25,000
支　出　総　額	25,000
翌年への繰越額	0

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	0人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ア) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア　＋　イ）	0	

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　　考
民進党兵庫県総支部連合会	25,000	2016年8月31日	兵庫県神戸市中央区中山手通1-17-2	
この頁の小計	25,000	（注）同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れて下さい。		
合　　計	25,000			

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
小計	0	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	25,000	0
(6) その他の経費	0	
小計	25,000	0
合計	25,000	

(その15)

（3）政治活動費の内訳	項目別区分			寄附・交付金（寄附）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附	25,000	2016年3月31日	駒田かすみ	兵庫県姫路市書寫町番呂687-72	
この頁の小計	25,000				
その他の支出	0				
合計	25,000				

（注1）5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注2）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年5月26日

政治団体の名称　　民進党兵庫県第11区総支部

会計責任者の氏名　駒田　剛　　㊞

代表者の氏名　　㊞
（解散時のみ）

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

平成29年　5月26日

民進党兵庫県第11区総支部
代表　井坂　信彦　殿

登録政治資金監査人　竹内綱敏
登　録　番　号　　第2988号
研修終了年月日　　平成21年10月30日

1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、民進党兵庫県第11区総支部の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、民進党兵庫県第11区総支部の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3. 業務制限

民進党兵庫県第11区総支部と私との間には、法第19条の13第6項の規定に違反する事実はない。

以　上